

**秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止
協力金給付事業について【新規】**

産 業 政 策 課

1 目 的

県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する。

2 概 要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請に応じ、一定期間、施設の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮含む）に全面的に協力した中小企業及び個人事業主に対し、協力金を支給する。

(1) 協力金

1 事業者あたり 300 千円

(2 施設以上運営する事業者は 600 千円)

(2) 給付対象要件

① 対象事業者

県が休業等を要請する施設（別紙）を運営する中小企業・個人事業主
対象数：約 7,000 事業所を想定

〔「H28 経済センサスー活動調査」事業所に関する集計から、
産業分類別に事業所数を推計〕

② 休業等要請期間

令和 2 年 4 月 25 日（土）から 5 月 6 日（水）までの 12 日間

③ 休業の態様

上記の全期間において、休業（飲食店等の食事提供施設の場合は、午前 5 時から午後 8 時まで営業時間の短縮を含む）すること。

(3) 事業周知

新聞広告：22 日地元紙朝刊において一面広告

24 日地元紙及び全国紙 3 紙秋田版朝刊において 5 段広告

(4) 相談対応

「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター」
を 4 月 21 日に設置、現在、60 人（20 人×3）体制で対応している。
6 月 15 日まで設置の予定。

3 予算額

		2,104,860 千円
内 訳	・負担金補助及び交付金（協力金）	2,100,000 千円
	・委託料（新聞広告費）	2,721 千円
	・需用費・役務費（事務費等）	2,139 千円

〈 参考 〉

今後のスケジュール

- 4月25日（土）〈休業等要請期間開始〉
- 4月30日（木）申請書類等の公表
- 5月 6日（水）〈休業等要請期間終了〉
- 5月 7日（木）申請受付開始
- 6月15日（月）申請受付終了

協力金給付対象施設一覧

(令和2年4月22日改訂)

■休業を要請する施設

種類	内訳
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	パブ
	性風俗店
	アダルトショップ
	個室ビデオ店
	インターネットカフェ
	まんが喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	場外馬・車・舟券場
運動施設 ※屋外施設は対象外とする	体育館
	水泳場
	武道場※
	ボウリング場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ・ヨガスタジオ
	ゴルフ練習場※
	バッティング練習場※
	テニス場※
遊技施設	マージャン店
	パチンコ店
	ゲームセンター
	遊園地
劇場等	劇場
	映画館
集会場・展示場等	集会場
	展示場
	貸会議室
	博物館
	美術館
	図書館
	科学館
	動物園
植物園	

種類	内訳
学習塾その他の学習支援施設	各種学校などの教育施設
	自動車教習場
	学習塾
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	そろばん教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	バレエ教室
	体操教室
ホテル、旅館、休憩施設等 (宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等)	ホテル
	旅館
	スーパー銭湯
	温泉休憩施設
商業施設 (生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗) ※ショッピングモール、百貨店は、入居店舗毎、個別に判断	ペットショップ (ペットフード売り場を除く)
	ペット美容室 (トリミング)
	住宅展示場 (集客活動を行い来場を促すもの)
	古物商 (質屋を除く)、リサイクルショップ
	金券ショップ
	宝石類や金銀の販売店
	美術品販売
	古本屋
	おもちゃ屋
	DVD/ビデオレンタルショップ
	時計販売
	アウトドア・スポーツ用品店
	土産物店
	写真店・フォトスタジオ
	墓石・石材店
	岩盤浴
	エステティックサロン
ネイルサロン、まつげサロン	

■ 営業時間の短縮を要請する施設

種類	内訳
食事提供施設 ・ 営業時間の短縮を要請 (5時～20時) ・ 酒類の提供については、19時までとするよう要請 ※宅配・テイクアウトを除く ※営業時間を5時から20時までに短縮した場合、または終日休業した場合に対象となる ※もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は対象外	飲食店
	居酒屋
	料理店
	喫茶店